

(別表1)

障がい区分				区分 番号	クラス
肢 体 不 自 由	①	切 肢	片手部切断	1	A
			片前腕切断	2	A
			片上腕切断	3	A
			両手部切断	4	B
			両前腕切断	5	C
			両上腕切断	6	C
			片前腕・片上腕切断	7	C
		断 肢	片下腿切断	8	A
			片大腿切断	9	B
			両下腿切断	10	B
	機能障 がい	上 肢	両大腿切断	11	C
			片下腿・片大腿切断	12	C
		多肢切断		13	C
		下 肢	片上肢不完全	14	A
	片上肢完全		15	A	
	両上肢不完全		16	B	
	両上肢完全		17	C	
	片下肢不完全		18	A	
			片下肢完全	19	B
		両下肢不完全	20	B又C(注2)	
	両下肢完全		21	C	
体幹		22	A又B		
②	脳原性麻痺 以外の 車椅子使用	頸髄損傷, リウマチ等関節障がい等による車椅子使用	23	D又F(注3)	
		胸髄, 腰髄, 仙髄及びその他損傷等による車椅子使用	24	C	
③	脳原性麻痺 などによる 機能障がい	四肢麻痺で車椅子使用等	25	C又F(注3)	
		両下肢麻痺で車椅子使用等	26	C	
		杖又は松葉杖使用	27	B又C	
		上肢に不随意運動を伴う走不能	28	C	
		上肢に不随意運動を伴う走可能	29	B又C	
		上肢に不随意運動を伴わない走不能	30	C	
		上肢に不随意運動を伴わない走可能	31	A又B	
		右又は左の主たる片側障がい	32	B又C(注4)	
視覚障がい	視力0, 光覚, 手動(投球はアイシェード着用)		33	E	
	両眼の視力の和が0.01以下		34	C	
	その他の視覚障がい		35	A	
聴覚, 平衡, 音声・言語機能障がい				36	A
内部障がい(心臓, 腎臓, 呼吸器, 膀胱, 直腸, 小腸)				37	A
知的障がいA(療育手帳A又は1・2度)				38	H
知的障がいB(療育手帳B又は3・4度)				39	I
精神障がい				40	G

注1) 下肢障がいクラス及び杖又は松葉杖使用者のB又はCの者で、椅子に座って投球する者のクラスはCとする。

注2) 両下肢不完全で助走不可能な者は、Cクラスで出場することができる。

注3) 頸髄損傷や脳原性麻痺の四肢麻痺の方でシューターを使用して投球する場合は、Fクラスとする。

注4) 区分番号32で走可能はB、走不能はCクラスとする。

注5) クラス分けについては、障がいの状態に応じて、主催者で調整する場合がある。

注6) 該当するクラスが複数にまたがっている場合(「B又C」など)は、身体障害者手帳の障がいの等級が1～3級までを重い方のクラス(「B又C」の場合はCクラス)とする。

注7) 脳原性麻痺などによる機能障がい、両下肢麻痺で床に座って投球する者は区分番号26のCクラスとする。